

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名	神奈川県屋外広告物条例				
条 例 番 号	昭和24年神奈川県条例第62号	法 規 集	第12編第5章		
所 管 室 課	県土整備局都市部都市整備課				
条 例 の 概 要	屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件に関する事項、屋外広告業の規制に関する事項その他地域の景観形成のために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物法に基づき屋外広告物の表示等に関する基準を定めているものであり、現在においても必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき屋外広告物の設置許可や屋外広告業登録が適切に行われており、良好な景観の形成等が図られている。 また、国の動向及び事務移譲している市町村、事業者からの意見や要望等を踏まえて、適宜規制内容の見直しを行っていることから、条例は有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	屋外広告物の規制については、適用除外の規定を設けるなど、本条例の目的の実現に必要な最小限なものとして効率的に機能している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の主要政策である「景観まちづくりの推進」の内容に即したものであり、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	屋外広告物法に基づく内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 必要に応じて条例及び規則の見直しを適宜行っているため、運用上の特段の課題はなく、現時点での改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	